

資料

洞爺湖町議会令和5年12月会議
議案説明資料

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p> |

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p> |

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p> |

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p> |

洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> | <p>(2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> |
|---|---|

洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> |

| | |
|---|---|
| <p>額</p> <p>(2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> | <p>(2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> |
|---|---|

洞爺湖町国民健康保険税条例新旧対照表（第1条）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の8</u> <u>9第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）</u> <u>が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被</u> <u>保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合に</u> <u>あつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被</u> <u>保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各</u> <u>号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該</u> <u>出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分</u> <u>の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則</u> <u>第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の</u> <u>属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合</u> <u>には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産</u> <u>後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割</u> <u>額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者</u> <u>均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつ</u> <u>ては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該</u> <u>出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて</u></p> | <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> |

得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に

属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

洞爺湖町国民健康保険税条例新旧対照表（第2条）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> | <p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> |

洞爺湖町洞爺いこいの家条例新旧対照表

| 改 正 案 | | | 現 行 | | |
|-------------------|---------------|----------------------|-------------------|---------------|----------------------|
| 別表（第9条関係） 利用料金 | | | 別表（第9条関係） 利用料金 | | |
| 1 入館料 | | | 1 入館料 | | |
| (1) 入館料 | | | (1) 入館料 | | |
| 区分 | 利用料金 | 摘要 | 区分 | 利用料金 | 摘要 |
| 大人 | <u>490円</u> | 中学生以上 | 大人 | <u>480円</u> | 中学生以上 |
| 小人 | <u>150円</u> | 小学生 | 小人 | <u>140円</u> | 小学生 |
| 幼児 | <u>80円</u> | 小学校就学前。ただし、町民は無料とする。 | 幼児 | <u>70円</u> | 小学校就学前。ただし、町民は無料とする。 |
| 注 略 | | | 注 略 | | |
| (2) 回数券 | | | (2) 回数券 | | |
| 区分 | 利用料金 | 摘要 | 区分 | 利用料金 | 摘要 |
| 大人 | <u>4,900円</u> | 中学生以上 | 大人 | <u>4,800円</u> | 中学生以上 |
| 小人 | <u>1,500円</u> | 小学生 | 小人 | <u>1,400円</u> | 小学生 |
| 幼児 | <u>800円</u> | 小学校就学前。ただし、町民は無料とする。 | 幼児 | <u>700円</u> | 小学校就学前。ただし、町民は無料とする。 |
| 注1 略 | | | 注1 略 | | |
| 2 略 | | | 2 略 | | |

洞爺湖町一般入浴事業に関する条例新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(入浴券の購入等)</p> <p>第5条 入浴施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、洞爺湖町入浴券（以下「入浴券」という。）を町から購入するものとする。</p> <p>2 入浴券は回数券とし、入浴券の種類及び入浴券の料金（以下「入浴料」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大人（中学生以上） 10回券1綴り <u>4,900円</u></p> <p>(2) 小人（小学生） 10回券1綴り <u>1,500円</u></p> <p>(3) 乳幼児（0歳から就学前児童） 10回券1綴り <u>800円</u></p> <p>3 略</p> | <p>(入浴券の購入等)</p> <p>第5条 入浴施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、洞爺湖町入浴券（以下「入浴券」という。）を町から購入するものとする。</p> <p>2 入浴券は回数券とし、入浴券の種類及び入浴券の料金（以下「入浴料」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大人（中学生以上） 10回券1綴り <u>4,800円</u></p> <p>(2) 小人（小学生） 10回券1綴り <u>1,400円</u></p> <p>(3) 乳幼児（0歳から就学前児童） 10回券1綴り <u>700円</u></p> <p>3 略</p> |

洞爺湖町高齢者入浴助成事業に関する条例新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(利用者に対する助成)</p> <p>第5条 町は、入浴施設を利用する高齢者（以下「利用者」という。）の入浴料<u>430円</u>に対して、<u>280円</u>を助成するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(入浴施設への支払)</p> <p>第6条 町は、入浴施設に対し、1回当たり<u>430円</u>の入浴料を支払うものとする。</p> | <p>(利用者に対する助成)</p> <p>第5条 町は、入浴施設を利用する高齢者（以下「利用者」という。）の入浴料<u>420円</u>に対して、<u>270円</u>を助成するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(入浴施設への支払)</p> <p>第6条 町は、入浴施設に対し、1回当たり<u>420円</u>の入浴料を支払うものとする。</p> |

西胆振介護認定審査会共同設置規約新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(執務場所)</p> <p>第3条 審査会の執務場所は、<u>北海道虻田郡豊浦町字東雲町16番地1豊浦町総合保健福祉施設内</u>とする。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 審査会の委員は、構成町長が協議して候補者を定め、<u>豊浦町長</u>がこれを任命する。</p> <p>2 審査会の委員に欠員が生じたときは、<u>豊浦町長</u>は、速やかにその旨を構成町長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を任命するものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(補助職員)</p> <p>第5条 審査会の事務を補助する職員（以下「補助職員」という。）は、<u>豊浦町</u>の職員とする。</p> <p>2 略</p> <p>(負担金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 構成町は、前項の規定による負担金を<u>豊浦町</u>に交付しなければならない。</p> <p>3 略</p> | <p>(執務場所)</p> <p>第3条 審査会の執務場所は、<u>北海道有珠郡壮瞥町字滝之町284番地2壮瞥町保健センター内</u>とする。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 審査会の委員は、構成町長が協議して候補者を定め、<u>壮瞥町長</u>がこれを任命する。</p> <p>2 審査会の委員に欠員が生じたときは、<u>壮瞥町長</u>は、速やかにその旨を構成町長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を任命するものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(補助職員)</p> <p>第5条 審査会の事務を補助する職員（以下「補助職員」という。）は、<u>壮瞥町</u>の職員とする。</p> <p>2 略</p> <p>(負担金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 構成町は、前項の規定による負担金を<u>壮瞥町</u>に交付しなければならない。</p> <p>3 略</p> |

(決算報告)

第7条 豊浦町長は、審査会に関する決算を豊浦町議会の認定に付したときは、当該決算を構成町長に報告しなければならない。

(委員の身分の取り扱いに関する規程)

第9条 豊浦町は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に係る規程を制定し又は改廃するときは、あらかじめ構成町と協議しなければならない。

2 前項の規程を豊浦町が制定し又は改廃した場合においては、構成町長は当該規程を公表しなければならない。

(委員の懲戒処分等)

第10条 豊浦町長は、審査会の委員の懲戒処分をするとき、又はその退職につき承認を与えるときは、あらかじめ構成町長と協議しなければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、構成町長が協議し豊浦町長が定めるものとする。

(決算報告)

第7条 壮瞥町長は、審査会に関する決算を壮瞥町議会の認定に付したときは、当該決算を構成町長に報告しなければならない。

(委員の身分の取り扱いに関する規程)

第9条 壮瞥町は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に係る規程を制定し又は改廃するときは、あらかじめ構成町と協議しなければならない。

2 前項の規程を壮瞥町が制定し又は改廃した場合においては、構成町長は当該規程を公表しなければならない。

(委員の懲戒処分等)

第10条 壮瞥町長は、審査会の委員の懲戒処分をするとき、又はその退職につき承認を与えるときは、あらかじめ構成町長と協議しなければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、構成町長が協議し壮瞥町長が定めるものとする。

西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(執務場所)</p> <p>第3条 審査会の執務場所は、<u>北海道虻田郡豊浦町字東雲町16番地1豊浦町総合保健福祉施設内</u>とする。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 審査会の委員は、構成町長が協議して候補者を定め、<u>豊浦町長</u>がこれを任命する。</p> <p>2 審査会の委員に欠員が生じたときは、<u>豊浦町長</u>は、速やかにその旨を構成町長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を任命するものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(補助職員)</p> <p>第5条 審査会の事務を補助する職員（以下「補助職員」という。）は、<u>豊浦町</u>の職員とし、西胆振介護認定審査会の職務を兼ねるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(負担金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 構成町は、前項の規定による負担金を<u>豊浦町</u>に納付しなければならない。</p> <p>3 略</p> | <p>(執務場所)</p> <p>第3条 審査会の執務場所は、<u>北海道有珠郡壮瞥町字滝之町284番地2壮瞥町保健センター内</u>とする。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 審査会の委員は、構成町長が協議して候補者を定め、<u>壮瞥町長</u>がこれを任命する。</p> <p>2 審査会の委員に欠員が生じたときは、<u>壮瞥町長</u>は、速やかにその旨を構成町長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を任命するものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(補助職員)</p> <p>第5条 審査会の事務を補助する職員（以下「補助職員」という。）は、<u>壮瞥町</u>の職員とし、西胆振介護認定審査会の職務を兼ねるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(負担金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 構成町は、前項の規定による負担金を<u>壮瞥町</u>に納付しなければならない。</p> <p>3 略</p> |

(決算報告)

第7条 豊浦町長は、審査会に関する決算を豊浦町議会の認定に付したときは、当該決算を構成町長に報告しなければならない。

(委員の身分の取り扱いに関する規程)

第9条 豊浦町は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に係る規程を制定し又は改廃するときは、あらかじめ構成町と協議しなければならない。

2 前項の規程を豊浦町が制定し又は改廃した場合においては、構成町長は当該規程を公表しなければならない。

(委員の懲戒処分等)

第10条 豊浦町長は、審査会の委員の懲戒処分をするとき、又はその退職につき承認を与えるときは、あらかじめ構成町長と協議しなければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、構成町長が協議し豊浦町長が定めるものとする。

(決算報告)

第7条 壮瞥町長は、審査会に関する決算を壮瞥町議会の認定に付したときは、当該決算を構成町長に報告しなければならない。

(委員の身分の取り扱いに関する規程)

第9条 壮瞥町は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に係る規程を制定し又は改廃するときは、あらかじめ構成町と協議しなければならない。

2 前項の規程を壮瞥町が制定し又は改廃した場合においては、構成町長は当該規程を公表しなければならない。

(委員の懲戒処分等)

第10条 壮瞥町長は、審査会の委員の懲戒処分をするとき、又はその退職につき承認を与えるときは、あらかじめ構成町長と協議しなければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、構成町長が協議し壮瞥町長が定めるものとする。